

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 11 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 8 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月、63 年 1 月から同年 3 月までの期間及び平成元年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月
② 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで
③ 平成元年 3 月

私は、国民年金保険料の納付記録について照会したところ申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。納付期限を過ぎてからも納付していたので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月、3 か月及び1 か月と、いずれも短期間であり、これらの申立期間の前後の期間は、保険料が納付済みとなっている。

また、申立期間直後の平成元年度及び2年度のほか、14 年度の1年間及び 15 年度のうち7か月の保険料については過年度に納付されており、納付期限を過ぎた保険料についても、納めようとしていたものと考えられる。

さらに、申立期間の前後を通じて、申立人の仕事や住所に変更はなく生活状況に大きな変化が認められないことから、申立期間が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和60年1月から同年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間については納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

国民年金保険料は、A銀行B支店にて夫が夫婦二人分を納付しましたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、夫婦共に、国民年金加入期間について申立期間以外に未納は無いことから、夫婦の納付意識は高かったものと考えられる。

また、C市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②の保険料については、昭和60年6月4日に過年度納付書が発行されていることが確認でき、申立人が主張する金融機関への納付は可能であったと考えられる。

さらに、申立期間前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、申立期間①及び②はそれぞれ3か月であり、合わせても6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで
④ 平成 5 年 2 月

私は、20歳から24歳まで親元を離れており、父が20歳までさかのぼって私の国民年金の加入の手続きをし、国民年金保険料を納付してくれていたが、父が65歳になった昭和55年ごろからは自分で納付していた。

納付方法は、父が商店を経営しており、A町（現在は、B市）の税務担当課職員「C氏」やその他の職員が税金の集金のため自宅に来たときに、税金と一緒に国民年金保険料を支払っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、申立人は、平成3年3月から付加保険料の納付を開始し、前後の期間も、保険料が充当となっている申立期間の前月（5年1月）を除き納付となっていることから、当時は国民年金に対する意識が高かったことがうかがえる上、1か月と短期間である。

一方、申立期間①については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和53年4月28日に払い出されていることから、この時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、国民年金への加入手続き及び納付を行っていたとする申立人の父親

及び集金に来ていたA町職員として覚えている「C氏」は既に亡くなっており、同氏らから当時の状況を聴取することができない。

また、申立期間②及び③については、前後の期間の納付年月日は配偶者とほぼ同じであるところ、配偶者も同じ期間が未納となっている上、昭和60年度から63年度にかけては、夫婦共に納付期限から1年以上遅れて納付されており、当時、納付が困難であった状況がうかがえる。

さらに、申立期間①ないし③に係る保険料の納付に関する申立人の記憶はあいまいであることから、具体的な納付状況等は不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成7年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年3月から同年12月までの標準報酬月額については24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から7年1月1日まで

ねんきん特別便を確認したところ、A社において、平成6年3月から同年12月までの間、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間となっていない。

私は、平成元年3月から7年9月25日まで当該事業所に継続して勤務しており、入社した平成元年3月から会社が倒産する前の7年7月までの期間の給与明細書を全て保管しているので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及び同僚の証言並びに雇用保険の記録により、申立人は、申立期間について、当該事業所に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、平成6年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は平成7年2月9日付けで6年12月1日にさかのぼる全喪処理がなされており、それと同時に申立人を含む18人についても、同年3月31日にさかのぼった資格喪失及び同年10月の算定基礎届の取消処理が行われていることが確認できる。

また、他の被保険者については、平成5年7月31日付けで1人、6年5月31日付けで2人、同年11月30日付けで1人がさかのぼった資格喪失及び5年10月、6年10月の算定基礎届の取消処理が行われているのが

確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由が無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は7年1月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成7年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年3月から同年12月までの標準報酬月額については38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から7年3月1日まで

社会保険事務所の記録では、A社の資格喪失日が平成6年3月31日、資格再取得日が7年3月1日となっている。私は、昭和52年4月11日から平成7年9月1日まで当該事業所に継続して勤務していた。

社会保険料控除の事実が確認できる在職中の給与明細書を保管しているので、平成6年3月31日から7年3月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書、平成6年分の給与所得の源泉徴収票及び同僚の証言により、申立人は、申立期間について、当該事業所に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、平成6年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は平成7年2月9日付けで6年12月1日にさかのぼる全喪処理がなされており、それと同時に申立人を含む18人についても、同年3月31日にさかのぼった資格喪失及び同年10月の算定基礎届の取消処理が行われていることが確認できる。

また、他の被保険者については、平成5年7月31日付けで1人、6年5月31日付けで2人及び同年11月30日付けで1人がさかのぼった資格喪失及び5年10月、6年10月の算定基礎届の取消処理が行われているのが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由が無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は7年1月1日であると認められる。

また、平成6年3月から同年12月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から38万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成7年1月1日から同年3月1日までの期間については、給与明細書及び同僚の証言により、当該事業所に継続して勤務していたことは確認することができるが、給与明細書により、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成7年1月1日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成元年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月28日から同年12月1日まで
厚生年金保険加入期間について照会したところ、平成元年11月28日にA社で資格喪失、同年12月1日にB社で資格取得となっており、空白期間が生じていました。

B社は、A社のC営業所が独立した会社で、同じ場所で営業を続けており、継続して勤務していました。

所得税源泉徴収簿では、平成元年11月分も保険料が控除されているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書及び平成2年度市民税・県民税課税明細書から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、保険料控除額から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格喪失日が平成元年11月28日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を

厚生年金保険の資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から同年11月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について、照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

国民年金保険料は、元妻が夫婦二人分を納付してきたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は保険料納付に直接関与していないため、納付状況等が不明である。

また、申立人は、国民年金保険料について、当時は、妻が夫婦二人分を納付していたとしているが、申立人の元妻の保険料については、昭和37年1月から38年11月までの期間（23か月）が未納となっており、申立人と同一の納付状況とはなっていない。

さらに、申立人の元妻の保険料は、未納がある場合に作成される特殊台帳（マイクロフィルム）において、申立期間は時効の記載があり、保険料を納付していなかったことが確認できる上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から61年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年10月から61年5月まで
昭和54年10月から61年5月までの国民年金保険料納付記録について照会をしたところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
昭和54年10月に会社を退職後、A市B地区に転居し、A市役所C支所で国民健康保険と併せて国民年金の加入手続をしたので、国民年金が未加入であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、A市役所C支所にて、国民健康保険と併せて加入手続をし、同支所の窓口で納付書に現金を添えて保険料を納付したと主張しているが、申立人から聴取しても納付時期、納付金額について記憶が曖昧である。

さらに、社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳及びA市保管の国民年金被保険者名簿によると、昭和49年11月1日にD町で資格喪失後、平成12年12月16日にA市で再取得するまでは未加入期間であり、申立期間に係る納付書の発行は行われなかったものと考えられる。

加えて、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から平成 3 年 3 月まで
昭和 62 年 2 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料納付記録について照会をしたところ、未加入期間であるとの回答をもらった。
申立期間は学生であり任意加入期間であるが、私の国民年金保険料は学費の一部として母が納付してきたので、未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、申立人の母が、銀行で保険料を納付したと主張しているが、申立人の母から聴取しても加入手続、納付時期、納付金額について記憶が曖昧である。

さらに、申立人の国民年金被保険者資格取得日は平成 3 年 4 月 1 日であり、申立期間は未加入期間となることから、納付書の発行は行われなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間について学生であり任意加入対象者であったこと、申立期間当時居住していた A 市では学生の強制適用導入（平成 3 年 4 月 1 日）に伴う適用勧奨を行っていたこと、及び申立人と同時期に国民年金手帳記号番号が付与された申立人の前後の被保険者の資格取得日のほとんどが 3 年 4 月 1 日となっていることを踏まえると、申立人の資格取得手続は上記適用勧奨業務に基づくものであったと推測される。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわ

せる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 7 月に A 社に入社し、B 業務に従事した後、翌年からは C 業務の部署に配属となった。

厚生年金保険の加入期間は昭和 39 年 7 月 1 日から退職した 40 年 6 月 9 日までの期間であると社会保険事務所から回答をもらったが、勤務していた 38 年 7 月 1 日から 39 年 7 月 1 日までについても厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、A 社で申立人と同日に厚生年金保険被保険者となっている元同僚は、申立人について「私より後に入社し、私より先に退職し確か D 事業所に勤務したように記憶がある方だったと思います」と回答しているほか、元上司も「退社後 D 事業所に勤務した方ではないか」と回答しているが、いずれも申立人が在籍していた期間については証言を得ることができなかった。

さらに、A 社には人事記録、厚生年金保険加入記録等は残存しておらず、申立期間についての勤務状況は確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票では、申立期間について申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月18日から38年2月ごろまで
私は、昭和37年5月から38年2月ごろまでA社B事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が、37年6月2日から同年10月18日までとなっているとの回答を受けた。

私は、昭和38年の年始に女性社員が振袖で入社していたのを覚えており、同年2月ごろまで勤務していたのではないかと思われるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、雇用保険の記録から、当該事業所の次の勤務先における雇用保険の資格取得日が昭和37年11月15日となっていることが確認できることから、申立人が当該事業所に申立期間中継続して勤務していたとは考え難い。

さらに、申立てに係る事業所は既に解散しており、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料は無い。

加えて、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 41 年 4 月まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、社会保険事務所から申立期間の記録が無い旨の回答を受けた。私は、昭和 38 年 8 月 1 日から 41 年 4 月ごろまでA社に在籍し、給与は同社と経営者が同じであるB社から手渡され、健康保険証はC組合から交付された記憶がある。

また、前職を辞めてすぐにA社に入社したので、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とは考えられない。証明する物は無いが申立期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の同僚の回答及び当時の勤務に関する申立内容から判断すると、申立てに係るいずれかの事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務したと主張するA社の現役員は、「当社の社員名簿を入念に調査したが、申立人の勤務した記録は確認できない」と回答していることから、申立人がA社で厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

さらに、申立人が給与支給されていたと主張するB社の元代表者は、「私が入社した平成4年から5年ごろは、現場作業員は厚生年金保険に未加入であったため、当時の代表者と相談し加入手続をした。厚生年金保険には、倒産(平成14年)の6、7年ぐらい前から加入していた。また、倒産時に人事記録・書類等は、全て廃棄した」と回答しており、申立人がB社において厚生年金保険被保険者であったことは確認できない。

加えて、申立人が申立期間当時に所持していた健康保険証を使用して、

昭和 39 年から 40 年ごろに 1 か月ぐらい入院していたとしているが、当時のカルテ等の記録が残存しておらず、申立期間の健康保険加入を確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
ねんきん特別便が送付され年金記録を確認したところ、平成 15 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間が厚生年金保険未加入期間となっていることが判明した。

社会保険料控除の事実が確認できる在職中の給与支給明細書は無いが、平成 15 年分の確定申告書及び平成 16 年度市民税・県民税課税明細書を保管している。

申立期間当時、A社では経理事務を担当していたため、給与から厚生年金保険料を控除していた記憶がある。

雇用保険被保険者証からも当該事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人は、平成 15 年 8 月 1 日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、政府管掌健康保険については、同年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、任意継続被保険者となっていることが確認できる。

また、同僚 20 名についても申立人と同様の被保険者記録となっている。

さらに、申立人が所持する平成 15 年の確定申告書に記載された社会保険料控除額については、i) 申立人の標準報酬月額及び当時の社会保険料率から試算される同年の厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額を大きく下回り、また、ii) 平成 15 年のうち申立期間に係る同年 8 月及び 9 月（2 か月）の社会保険料を任意継続被保険者の保険料とした場合に試算される額の 2 分の 1 に相当する金額に、当該 2 か月を除く同年

(10 か月)の厚生年金保険料・健康保険料の試算額及び同年(12 か月)の雇用保険料試算額を加えた金額とほぼ一致する。このことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険に加入しておらず、健康保険については任意継続被保険者となり、負担すべき健康保険料の2分の1に相当する金額を事業主が負担していたことを推認することができる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月 18 日から同年 11 月 1 日まで
船員保険被保険者期間について照会したところ、申立期間の加入記録は無いと回答された。

私は、昭和 21 年 3 月 18 日から 22 年 3 月 12 日までの間、船舶 A に機関士（後に機関長）として乗船していた。

このことは、船員手帳に記載されており、雇用形態は申立期間も同じであった。

船員保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間を船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳及び当時の船長の証言により、申立人が申立期間に船舶 A に乗船していたことは確認できるが、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日が昭和 21 年 11 月 1 日となっていることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している船長及び同僚の船員保険の加入記録も、申立人と同様に、昭和 21 年 11 月 1 日に資格を取得している。

加えて、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法に基づく労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 25 日から 32 年 11 月 1 日まで
② 昭和 32 年 11 月 1 日から 39 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 11 月 1 日から 49 年 2 月 1 日まで

ねんきん特別便記録回答票のうち①昭和 30 年 3 月から 32 年 10 月まではA事業所、②32 年 11 月から 39 年 10 月まではB事業所、③39 年 11 月から 49 年 1 月まではC事業所にそれぞれ勤務した期間の厚生年金保険加入記録が漏れているため社会保険事務所に照会したところ、①及び②については該当事業所が無く、③については 39 年 11 月 1 日から 40 年 11 月 1 日までの厚生年金保険加入期間があった旨の回答をもらった。

私は、当時の証拠となるものは保管していないが、事業主が社会保険に加入してくれていたと記憶しているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は勤務した時期及び期間等についての記憶が明確でない。

申立期間①及び②については、当該事業所は、申立期間を含め適用事業所となっておらず、商業登記も行われていないことから、勤務状況など当時の状況を確認することができない。

また、申立期間①の事業主は、当該事業所に係る厚生年金保険加入記録は無く、申立期間②の事業主及び同時期に勤務したとする事業主の弟についても当該事業所に係る厚生年金保険加入記録を確認することができない。

申立期間③については、社会保険事務所に保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、C事業所が新規適用となった昭和

39年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40年11月1日に資格を喪失していることが確認でき、申立人が次に勤務した事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得する49年2月1日までの期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号は連番で記載されており、欠番も無く、不自然な点は見受けられない。

また、申立人が現在勤務しているD事業所が保管する、申立人が入社時に提出した履歴書によると「昭和31年4月からB事業所、36年9月からC事業所、41年3月からB事業所」と記載されており、申立人自身もC事業所に勤務した後に再度、B事業所で勤務した記憶があり、履歴書の内容と一致している。

さらに、C事業所の事業主に申立人に係る当時の勤務状況等を確認したが、同事業所は平成15年6月30日に解散しており、資料も保管しておらず、当時の勤務状況等は不明とのことであった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月30日から同年8月30日まで
私は、昭和19年から20年8月末ごろまでA社に勤務したが、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、20年5月30日から同年8月30日までの期間は厚生年金保険に加入していないとの回答を得た。
当該事業所が昭和20年5月にB町に疎開したあとも、継続して勤務していることは事実なので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当該事業所のC工場から疎開する際の経過、疎開先のB町での業務内容及び事業を廃止する際の上司の言動等を鮮明に記憶しており、かつ、申立人が一緒に働いていたとする同僚から「申立人と共にB町で昭和20年8月まで働いていた」との証言が得られていることから、申立期間当時、B町で新工場建設の準備作業に従事していたことが認められる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁が保管する当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録を見ても、申立人と同時期にB町に疎開したとする同僚6名も、申立人と同様に昭和20年5月30日に被保険者資格を喪失していることから、当該事業所においては、従業員の一部をB町に疎開させた時点で、被保険者資格を喪失させる取扱いがなされていたことが推認される。

さらに、健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立期間において欠番は無く、ほかに申立人の加入記録は見当たらない。

加えて、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 20 日から 40 年 12 月 15 日まで
社会保険事務所から申立期間については脱退手当金の支給済期間であると回答を得た。

昭和 40 年 12 月に A 社を退職したとき、退職金はもらったが、脱退手当金はもらった記憶が無い。

当時の友人は実家に帰り近くの社会保険事務所で手続きをし、脱退手当金をいただいたと聞いたが、私はそうしたことは一切していないし、社会保険事務所がどこにあるのかも知らなかった。

間違いであると思うので、よく調査して脱退手当金の支給済期間を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）に記載されている申立人とその前後 90 名のうち、昭和 38 年から 41 年までに厚生年金保険の被保険者資格を喪失した女性で、受給要件を満たし、かつ 2 か月以内に上記被保険者資格を再取得していない 16 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、「脱」表示があり、かつ支給記録がある者は申立人を含めて 8 名いるが、そのうち申立人を含む 7 名については、資格喪失日からおおむね 2 か月から 5 か月以内に支給決定されている上、7 名のうち当時の状況を聴取することができた 1 名は、「会社から脱退手当金を受給するかどうかの意向確認があり、受給する意向を示したところ、会社が代理請求をしてくれた」旨証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和41年2月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は受給した記憶が無いというのみで、これ以外に脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。